

久屋大通公園条例制定案への反対討論 田口一登議員(9月27日)

収益施設でオープンスペースが減らされていく 名古屋市は「周辺の再開発などと一体となって進める」

9月27日の9月議会本会議で補正予算案などの議案15件の採決が行われ、日本共産党はパークPFI制度導入に関連した久屋大通公園条例など5議案に反対し、10議案に賛成しました。



このうち「久屋大通公園条例」関連議案について、田口一登議員が反対討論を行いました。田口議員は、市民の意見が反映されないパークPFI制度によって、民間事業者へ収益施設の建設を求めるために公園本来のオープンスペースの確保がないがしろにされる問題点などを指摘しました。

以下概要を紹介します。

Park-PFI制度での公園再生は問題

田口議員は「反対する理由は、久屋大通公園の再生にあたって、「Park - PFI」制度を活用することは、以下の点で問題」として反対理由を説明しました。

収益施設へ建ぺい率を緩和

第1は、民間事業者の収益を確保するために、建ぺい率が大幅に緩和され、公共オープンスペースとしての都市公園の基本的性格がゆがめられることです。

都市公園とは、レクリエーション活動の場であり、都市環境の改善に資する緑地であり、災害時の避難スパー



分類	公園施設	
	公募対象公園施設	特定公園施設
休養施設	休憩所、ベンチ、キャンプ場など	
遊戯施設	ブランコ、滑り台、ラダー、砂場、舟遊場、メリーゴーランドなど	
運動施設	野球場、サッカー場、テニスコート、ゴルフ場、プール、スキー場、乗馬場など	
教養施設	植物園、動物園、水族館、野外音楽堂、図書館、体験学習施設、記念碑など	
便益施設	売店、飲食店、宿泊施設、駐車場、便所、時計台、手洗場、水飲場など	
その他	展望台、集会所	

スでもあることから、原則として建築物が建てられない公共オープンスペースとしての基本的性格を有しています。ところが、久屋大通公園に限っては、「Park - PFI」事業者が収益施設の建築を保証するために、法令で定められている10%の参酌基準を超える14%という建ぺい率の特例を設ける。その上、委員会質疑では、将来の「南エリア」の再生の際に、この特例のさらなる緩和が示唆されました。

都心開発の一部になる懸念

第2は、民間事業者が、久屋大通公園を都心開発の一部として使用できるようになる懸念があることです。当局は、公園としての利活用のみならず、周辺の再開発などと一体となって進める考えを示しました。都心の貴重な公園が、開発のための空間に変質させられかねません。

意見を聞く機会の表明はいいこと

なお、「Park - PFI」制度には住民参加の手続きがないことも問題ですが、委員会質疑で当局が、認定された計画を市民に周知し、意見を聞く機会を設けると表明されたことは重要であります。以上で、討論を終わります。

久屋大通公園内の建築面積の合計と敷地面積に対する建築物の割合

基準	該当施設の建築面積	公園面積に対する割合	備考	
原則2%	光の回廊、便所、売店等	3,122.27㎡	1.99%	2%に近い
特例上乗分10%	愛知県芸文センター、水の宇宙船、フラリエ	15,520.84㎡	9.91%	10%に近い
全ての公園施設の建築面積の合計		18,643.11㎡	11.9%	12%に近い

【参考】建ぺい率12%から、さらに4%上乗せする根拠

北エリアの面積	約28,500㎡	約54,100㎡	10%は約5400㎡
テレビ塔エリアの面積	約25,600㎡		
久屋大通公園全体の面積	約156,600㎡		5400㎡は全体の3.5%(約4%)

南エリアの新たな施設は見込んでいないため、将来南エリアに収益施設等を建設するにはさらなる緩和が必要となる

パークPFI制度での久屋大通公園の整備に係る名古屋市と民間の役割分担

項目	公園施設		
	公募対象公園施設	特定公園施設	
整備	実施主体	民間事業者	民間事業者
	費用負担	民間事業者	市(一部民間事業者)
	市と業者の関係	許可	市へ譲渡
管理運営	実施主体	民間事業者	民間事業者
	費用負担	民間事業者	市
	市と業者の関係	民間事業者	指定管理の指定

計画期間20年。特定公園施設整備費30億円(1割程度は民間負担)